

名称	東京理科大学学友会規約
第一章 総則	<p>第一条 本会は東京理科大学学友会と称す。</p> <p>第二条 本会は学生生活の充実を図る事及び、本学の健全な発展を図る事を目的とする。</p> <p>第三条 本会は事務所を東京理科大学神楽坂キャンパス内に置く。</p>
第二章 権利及び義務	<p>第四条 本会に及び之に所属者は処分に際しては、直ちに理由を明示される。処分とは、本規約第六二条に規定され、その他全ての本学当局より行われる処罰及び本学学友会規約に規定されその自治機関より講ぜられた全ての処罰処置を言う。</p> <p>第五条 本会及び之に所属する者は正当なる理由の明示なき場合及び処分の不当なる場合は自治機関に抗議し更に詳細にして且つ正当なる理由の明示、及び処分撤回を自治機関に要求する事が出来る。</p> <p>第六条 抗議処分及び理由明示要求は被処分者、又はその代理人の異議申立てを持って行われる。但し異議申立ての方法に関しては自治機関の判断に委ねるものとする。</p> <p>第七条 本会及び之に所属する者は学生大会の決議に従わなければならない。</p> <p>第八条 本会及び之に所属する者は第四二条の定める所により会費を納入する義務を負う。</p>
第三章 組織	<p>第九条 本会は東京理科大学神楽坂キャンパス所属の学部生及び院生を以つて之を組織し、教職員は顧問として之に参加させることが出来る。</p> <p>第一〇条 本会は全体会を次を以つて組織する。</p> <p>一. 学生大会</p> <p>二. 監査委員会</p> <p>三. 機関団体</p> <p>四. 登録団体</p> <p>又機関団体に関しては以下の通りになる。</p> <p>一. 常任委員会</p> <p>二. 東京理科大学神楽坂地区理大祭実行委員会</p> <p>三. 新聞会</p>
第四章 学生大会	<p>第一一条 学生大会は第二条の主旨により学生の意見を反映することを以つて目的とする。</p> <p>第一二条 学生大会は学生自治に於ける最高決議機関であり、全学友会員をもって之を構成し、その実席人員の三分の一の参加により成立する。又、重要決議事項は学生大会の決議を経なければならない。</p> <p>第一三条 常任委員長は以下に示す場合、学生大会を招集しなければならない。</p> <p>一. 定期学生大会（年一回）</p> <p>二. 全学友会員中二〇〇名以上の署名捺印要請があった場合</p> <p>三. 常任委員会が必要と認めた場合</p> <p>第一四条 次の事項は、之を学生大会に於いて決議しなければならない。</p> <p>一. 第二条の目的達成のために特に重要な事項</p>

	<p>二. 基本方針および年度計画</p> <p>三. 予算</p> <p>四. 資産の処分</p> <p>五. 学友会規約の変更</p> <p>六. 役員の承認</p> <p>七. 学外団体への加入及び脱退</p> <p>第一五条 学生大会に於ける議長団、書記団は次の如く定める。</p> <p>一. 議長団 議長一名 副議長一名</p> <p>二. 書記団 主席書記一名 補佐書記一名</p> <p>第一六条 学生大会に於ける議長団及び書記団は学生大会出席者の中より選出される。</p> <p>第一七条 学生大会の仮議長一名は常任委員会に於いて定められた者が之に当たり、議長団および書記団の選出を行う。</p> <p>第一八条 学生大会の参加者が定足数に満たない場合、議長は学生大会成立決議を行う事が出来る。之において出席者の三分の二以上の賛成が得られた場合、学生大会を成立させることが出来る。</p> <p>第一九条 学生大会の決議は有効投票の過半数の賛成により成立する。有効投票は棄権票を除いた可否何れかが判明する票とし、委任状は議決権を有さない。</p> <p>第二〇条 傍聴希望者がある時は、議長はその傍聴の可否を学生大会に於いて決議しなければならない。傍聴人が発言を求めた場合には議長は学生大会に諮り過半数の賛成により発言を許可する事が出来る。</p> <p>第二一条 議場の秩序を乱す者がある時は、議長は之を制止し、又発言を取り消させる事が出来る。之に従わない場合は、学生大会終了まで発言を禁止し或いは議場外に退出させることが出来る。</p> <p>第二二条 議場の秩序を乱し学生大会を妨害する者のある場合、学生大会出席者は議長の注意を喚起することが出来る。</p> <p>第二三条 学生大会を第一八条によって成立させた場合、その結果を公表し、三週間の異議申し立て期間を設けなければならない。</p> <p>第二四条 異議申し立ては異議申し立て期間中に、学生大会を成立させた人数と同数以上の署名の提出により認められ、異議申し立てが行われた場合、常任委員会は学生大会を再度招集しなければならない。</p> <p>第二五条 第二四条によって招集された学生大会では、異議申し立ての行われた議事に対して再決議が行われる。</p> <p>第二六条 再決議は有効投票の三分の二以上の票が得られた場合、元の決議を取り消し、再決議を学生大会の決議とする。</p> <p>第二七条 諸事情により学生大会を開催することが出来ない場合、全学友会員投票をもって学生大会の決議に代える事が出来る。</p> <p>第二八条 全学友会員投票は会員の三分の一以上の投票により成立し、全投票の過半数の賛成により可決される。</p>
第五章	第二九条 常任委員会は第二条及び学生大会の決議に則り本会の自治活動に

常任委員会	<p>寄与する事をもって目的とする。又、学生大会の議決を執行し、本会の運営にあたる。常任委員会の日常的な任務は次の通りとする。</p> <p>一．本会を代表し学内外の渉外 二．行事の企画、運営 三．財産管理 四．情宣、調査活動</p> <p>第三〇条 常任委員会は学生大会に次ぐ決議機関であり、学生大会より次期学生大会までの間、本会の事務方針を決議する。また、常任委員会は必要に応じ細則の制定、専門委員会、実行委員会、協議会、連絡会等を設ける事が出来る。</p> <p>第三一条 第三〇条より設けられた組織は各一名の長を置き長が必要と認められた時、全学友会員中より任意数の局員を指名する事ができる。長の任命及び解任は常任委員会が之に当る。又、長事故ある時は所属会内もしくは常任委員が之を代理する。</p> <p>第三二条 常任委員会は、委員長、副委員長、書記長、常任委員を以って之を構成する。</p> <p>第三三条 常任委員の選出は常任委員長が必要と認めた場合全学友会員中より若干名を指名することができる。常任副委員長は常任委員会にて互選する。</p> <p>第三四条 常任委員長は常任委員を辞任解任させる事が出来る。</p> <p>第三五条 常任委員会は少なくとも月一回会議を持つ事を原則とし、次の場合には委員長は常任委員会を臨時に召集しなければならない。</p> <p>一．委員長の必要と認めた場合 二．常任委員会の四分の一以上の要求があった場合</p> <p>第三六条 常任委員会は、あらゆる議決につき学生大会に責任を負う。</p> <p>第三七条 常任委員長は全学学生より立候補し、全学投票によって決定される。全学投票は学生大会承認を以って之に代える事が出来る。</p> <p>第三八条 委員長、副委員長、書記長の任期は学生大会にて任命されてから次期の者が任命されるまでとする。</p> <p>第三九条 常任委員会は次の場合解散しなければならない。</p> <p>一．常任委員会に於いて解散決議の行われた時 二．学生大会に於いて不信任が決定された時。</p> <p>第四〇条 常任委員長が辞任解任された場合も事務引継の責任を負なければならない。</p> <p>第四一条 常任委員会の責任は学友会が之を負う。</p>
第六章 会 計	<p>第四二条 本会の会計は学友会費その他の収入によって賄われる。 年会費一〇〇〇円 入会金一〇〇〇円</p> <p>第四三条 新聞会費に於いては当該年度に於いて交わされた業務提携書に従うものとする。 また、理大祭費に於いても毎年更新している業務提携書に従うものとする。</p>

	<p>第四四条 常任委員会会計委員は常任委員会で互選し、任期は一年間とする。但し常任委員の資格を失った時はこの限りでない。</p> <p>第四五条 会計委員は本学学生の請求のあった時は会計を公表しなければならない。</p> <p>第四六条 本会の会計期間は4月1日から3月31日までとする。</p>
第七章 会計監査委員	<p>第四七条 会計監査委員は学友会の収入、決算が公正に行われているか否かを検討し健全なる本会の発展に寄与する事を以って目的とする。</p> <p>第四八条 会計監査委員二名は常任委員会に於いて選出され、学生大会の承認を得なければならない。任期は会計委員に準じ、重任兼任は認められない。会計監査委員はその在任職中如何なる会計にも属してはならない。</p> <p>第四九条 会計監査委員に対しては如何なる団体、如何なる長も之に干渉する事は出来ない。</p> <p>第五〇条 会計監査委員会は、毎年六月に本会の監査を行う。その他必要に応じ臨時監査を行う事が出来る。尚、会計監査委員会は、監査報告書を定期学生大会に提出しなければならない。</p> <p>第五一条 会計監査委員は不正、不明瞭さを発見した時は常任委員会に報告する前に一時当該団体閉鎖を命ずる事が出来る。</p> <p>第五二条 第五一条の行為を行った場合、会計監査委員は之を直ちに常任委員会に報告し、最終処置を要請しなければならない。</p> <p>第五三条 会計監査委員は第五一条を除き直接当該団体会計を処罰する事は出来ないが是正勧告を行う事が出来る。</p> <p>第五四条 会計監査に伴う総ての責任は会計監査委員が之を負う。</p>
第八章 登録団体	<p>第五五条 登録団体は第二条の精神に則り大学生活を有意義に送る事を以って目的とする。</p> <p>第五六条 登録団体の構成員は、過半数が学友会員とする。</p> <p>第五七条 登録団体は次の役員を置く。 代表者一名 副代表者一名</p> <p>第五八条 登録団体が常任委員会の命に違反し、又常任委員会活動を妨げる諸種の行為のあった場合その大小により公開謝罪文掲示、活動一時停止、廃止の処置を常任委員会より講ぜられる。</p> <p>第五九条 登録団体の運営は本規約及び常任委員会の定める所に違反しない範囲に於いてその自治に委ねられる。</p>
第九章 附則	<p>第六〇条 本規約は常任委員会に於いて審議の上、学生大会に於いて、出席人員の三分の二以上の賛成を得なければ之を変更することは出来ない。</p> <p>第六一条 学友会費減免等については常任委員会に於いて之を行う事が出来る。</p> <p>第六二条 本規約に違反した者、団体は常任委員会より警告され、之に従わなかった時はその大小により自治活動停止、又、自治活動に伴う全ての特権を剥奪される等の処分を行われる。</p>

	<p>第六三条 本規約は令和五年七月二日よりこれを施行する。</p> <p>「東京理科大学第一部学友会規約沿革」 昭和三八年四月一日施行 平成二二年四月一日失効</p> <p>「東京理科大学第二部学友会会則沿革」 昭和二五年発行 昭和二九年十二月七日全面改正 昭和三五年三月一日一部改正 昭和三六年六月六日全面改正 昭和四〇年六月八日一部改正 昭和四一年六月八日一部改正 昭和四九年一月一部改正 平成二二年四月一日失効</p> <p>「東京理科大学学友会規約沿革」 平成二二年四月一日施行 平成二七年六月二一日一部改正 令和五年七月二日一部改正</p>
--	--